

委員会提出議案第 1 号

秦野市議会委員会条例の一部を改正することについて

秦野市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

秦野市議会運営委員会
委員長 村 上 茂

提案理由

平成 2 8 年度からの行政組織変更に伴い、総務常任委員会及び環境都市常任委員会の所管事項における部等の名称を改めるため、改正するものであります。

秦野市議会委員会条例の一部を改正する条例

秦野市議会委員会条例（平成3年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表総務常任委員会の項中「市長室」を「市長公室」に、「くらし安心部」を「市民部」に改め、同表環境都市常任委員会の項中

- | | | |
|-------------------|---|------------------|
| 「4 下水道部の所管に属する事項 | | 「4 上下水道局の所管に属する事 |
| 5 水道局の所管に属する事項 | を | 5 農業委員会の所管に属する事 |
| 6 農業委員会の所管に属する事項」 | | |

項
項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。